

陳述書 (3)

鄭 義信 (ちょん ういしん)

目 次

- 第1、原告提出の組織規約(甲9)について
- 第2、「本件作品は原告の役者たちの共同作品だ」という原告主張について
- 第3、退団時のやり取り
- 第4、原告の無断上演
- 第5、原告の無断改変
- 第6、私の声明の撤回と今後の上演拒否
- 第7、原告準備書面(2)の新しい主張について
- 第8、最後に

これまで、私は、原告との本件紛争について、陳述書 (甲 15) と陳述書(2) (甲 16) を作成してきましたが、これまで陳述しなかったこと或いは十分に説明してこなかったことについて、以下に陳述したいと思います。

第1、原告提出の組織規約(甲9)について

本裁判で、原告から原告の発足当時の組織規約というもの (甲 9) が提出されました。発足当時から参加した私は、この組織規約 (甲 9) を見たことも聞いたこともありませんでした。元新宿梁山泊劇団員で旗揚げメンバーであった朱源実氏に確認したところ、そのような組織規約はやはり見たことも聞いたこともないということでした。

また原告はこの組織規約 (甲 9) が設立当初から存在したと主張していますが、それは嘘であります。なぜなら、3 条に書かれている事務所の住所「中野区上高田 4-19-6 ゴールデンマンション」は8 7 年の設立当時のものではないからです。設立当時の事務所の住所は「世田谷区北沢 2 - 1 7 - 4 」です。これは元劇団員で制作担当をやったことのある洲永敬子氏にも確認いたしました。その後、事務所の二階に住んでいた学生がぼやを出して、9 0 年 6 月下旬から 1 1 月の間に「世田谷区代沢 5 - 2 0 - 7 - 1 6 」に移転しました。それから、9 1 年夏に「中野区中央 4 - 2 - 1 1 小林ビル」にまた移転いたしました。

事務所が甲 9 の組織規約に書かれている中野のゴールデンマンションに移転したのは、私が原告を退団した 9 5 年から 4 年後の 9 9 年のことです (村松恭

子氏の陳述書[乙 1] 2 頁 3 行目以下参照)。

第 2、「本件作品は原告の役者たちの共同作品だ」という原告主張について

1、原告は、《本件作品は原告を構成する役者たちが総力を挙げて作り上げたものであり、被告が単独で書き上げたものではない》(原告準備書面(1) 頁)《著作権は、本来、原告に属すべき》(原告準備書面(2) 1 頁)と主張します。しかし、すでに何度も主張していますように、私の作品はすべて私自身が単独で書き上げたものであります。今回、村松恭子氏の陳述書(乙 1)でも明らかにされているように、細かい直しも私の手で行いました。誰か共同で書いたという人がいるのなら、はっきりとその人物の名前を述べてください。

また、もし本当に《原告を構成する役者たちが総力を挙げて作り上げたもので》《著作権は、本来、原告に属すべき》だというのなら、

私から上演の許可も使用料の支払も上演権の買取も上演の包括的許諾を取ることも要らないはずですし、

作品の改変も私の許可なく自由にできるはずです。

しかし、以下に述べるように、原告は私に上演の許可を求め、使用料を支払い、上演権の買取をしたとか、上演の包括的許諾を取ったと主張しており(原告準備書面(2))、原告の主張は完全に矛盾しています。

2005 年 3 月「人魚伝説」の韓国上演に際し、原告は私に上演許可の書面(仮処分事件の甲 4)を提出し、私が拒否の回答(仮処分事件の甲 5)をしたところ、代理人を通じ、「提案についてご同意いただけないとのことですので」という理由で「人魚伝説」の上演中止を伝えてきました(仮処分事件の甲 8。経緯は私の陳述書[甲 15] 1 ~ 2 頁参照)。しかし、もし原告が著作権を保有しているなら、どうして私に上演許可の書面(仮処分事件の甲 4)を提出する必要があるのでしょうか。また、どうして、私の拒否の回答に対して上演中止にする必要があるのでしょうか。全く矛盾しています。

また、原告は《共同作品である》、《著作権は、本来、原告に属すべき》と主張し続けながら、仮処分事件の審尋手続では裁判官の前で《著作権は鄭義信にある》と認めております。これ自体、大いなる矛盾であります。

2、「岸田戯曲章受賞の目的のため、被告単独名義で公表した」ことについて

原告は、《著作権は、本来、原告に属すべきところ、岸田戯曲章の受賞という目的から、被告単独名義による公表を行なった》と言います(原告準備書面(2) 2 頁 7 行目)。

仮にもしそうだとしたら、私が岸田戯曲章受賞後はその必要がないはずです。

にもかかわらず、私が受賞した１９９４年以降も、「青き美しきアジア」について被告単独名義で発表しています。これも明らかに矛盾です。

第３、退団時のやり取り

１、退団の理由

退団の理由については、すでに私の陳述書（甲 15）２頁に述べた通り、金守珍氏の人間性に対する不信感から（退団するまでの約９年間、常に、代表である金守珍氏の罵詈雑言に耐える日々だった）退団するしかないと私自身で決断したものです。

９５年１月、退団の決意を最初に金守珍氏に伝えたところ、彼はひどく動転して、本件作品の上演権について話し合うような状況ではありませんでした。その後、退団するなら劇団員にきちんと報告しろと言われ、もう一度、劇団に足を運びました。金守珍氏は前回と打って変わって、激昂して、いつものように私を罵倒し続けましたが、私の決心は変わることはありませんでした。

その時の様子は、そのとき参加された村松恭子氏の陳述書（乙１）に書かれている通りです。

２、劇団員の前で金守珍氏とのやり取り

原告は、このときに《原告団員のだれからも、本件作品の上演権があるかどうかについて指摘があがらなかった》と主張しています。それはその通りです。ただしその理由は、劇団員にとっても、原告に本件作品の上演権がないことは自明のことであり、それを今さら話題にするまでもなかっただけのことです。

また、原告は、《被告が原告に本件作品の上演権があることを否定する発言をしなかった》とも主張しています。それもその通りですが、ただしその理由は、原告に本件作品の上演権がないことはやはり自明のことであり、改めて、そんなことを発言するまでもなかっただけのことです。

著作権が著作者本人にある以上、上演権もまた著作者にあります。それはあたりまえの事実でありながら、原告はそれを今まで無視し続け、著作者ならびに著作権を踏みにじってきました。原告の主張はこれからも私の作品を利用し続けるために、自明の理であることを捻じ曲げようとしているとしか考えられません。

３、このやり取りで表明した私の発言の意味

このとき、私は、「ひとこと断ってもらえば、上演を許可します」と言いました。村松恭子氏の陳述書（乙１）にも書かれている通り「今までの作品は僕が

らのプレゼントですので、自由にやってください」などと言ったことはありません。

このとき述べた「ひとこと断ってもらえば、上演を許可します」という言葉の意味ですが、普通の上演許可であるなら、まず上演料のことが問題にされまず（高校演劇でも、上演料が支払われます）。そのために、書面で許可願いを提出してもらいます。しかし、私が退団するとき、上演料を新宿梁山泊側から支払ってもらったつもりはありませんでした。退団するとは言え、世話になった劇団から金をむしり取るような真似はしたくなかったからです。

それで、「ひと言断ってくれば」と条件をつけたのです。つまり、無償で上演を許可するから、その代わりに、事前にきちんと、口頭でもよいから許可願いの連絡をして下さい、と言ったのです。にもかかわらず、その後、私がこの表明を撤回するまでの間、原告は口頭にせよ一度も連絡を寄こさず、この約束が守られたことはありませんでした。

第４、原告の無断上演

１、１９９５年４月「人魚伝説」公演

原告は、公演決定後、直ちに私連絡したといますが、これは真実ではありません。もし被告が本当連絡を寄こしたのなら、このときの「江戸川はせを追悼公演」のことを忘れるはずがありません。

なぜなら、江戸川はせを氏は、村松恭子氏の陳述書（乙１）でも指摘されている通り、私がまだ黒テントに所属していた新人の時代から可愛がってくださった人物だからです。当時、「新劇」という雑誌の編集長をしていた江戸川はせを氏は、私の処女作である「愛しのメディア」を「新劇」に掲載してくださいました。「新劇」は演劇雑誌としてもっとも権威のある雑誌で、そのような雑誌に無名の新人の戯曲を載せることは、ずいぶんな冒険であったと思われます。にもかかわらず、江戸川はせを氏は私の才能をかってくださり、時に励まし、時に叱咤激励して、ずっと私を後押ししてくださいました。恩人ある江戸川はせを氏の追悼公演であるなら、連絡をもらったなら、協力を惜しまなかったでしょう。

２、１９９６年８月「愛しのメディア」韓国公演

(1)、事前の連絡の有無

原告は、事前に『千年の孤独』『愛しのメディア』『それからの夏』の３作品から歌と踊りを抜粋した舞台を作る旨を口頭で伝えたと言いますが、これは真実ではありません。

仮処分事件の際に原告から提出された三浦伸子氏作成の陳述書（仮処分事件の乙２）を読み、韓国公演の内容が『千年の孤独』『愛しのメディア』『それからの夏』から歌と踊りを抜粋した舞台であったことを、初めて知りました。「愛しのメディア」を無断上演していることは人づてに聞かされていたのですが、「愛しのメディア」だけでなく、「千年の孤独」「それからの夏」の三作品を抜粋していたとは全く知らず、驚愕しました。

もし、原告からそのような連絡があったら、即座にその場で拒否したでしょう。仮処分事件のときに村松恭子氏から手渡された韓国公演の上演台本（乙２）を手にして、私は怒りに体が震えました。三作品の中から、原告は自分の演出に都合のいい台詞を抜き取って、それを脈絡なく繋げていたのです。私が苦心して作り上げたストーリー展開や人物造形などは、そこではまったく無視され、それどころか勝手に登場人物まで変えていました（村松恭子氏の陳述書[乙１]の《その上、「千年の孤独」に登場する「男」と「女」の役を別の登場人物「火ねずみ」とその「女房」にやらせて、「火ねずみ」とその「女房」に『男と女の台詞』を喋らせています。》（５頁３～６行目）参照）。それはもはや私の作品とは呼べず、形骸でしかありえませんでした。自分の作品をそれほどずたずたにされて、喜ぶ著作者がどこに存在するでしょう。無断改変の度を越して、これは著作者と著作物に対する冒涇であり、これほどまでひどい著作権侵害は例を見ないでしょう。このような冒涇を、著作者がぜったいに許すわけがありません。またこのような非常識極まる、演劇人としてやってはならない行為を平気で行ない、それを隠蔽し、かついまだに嘘をつき続ける原告をぜったいに認めるわけにいきません。

（２）、公演の使用作品について

原告は、本公演で使用した作品は、「愛しのメディア」ではなく、私が原告在団時代に書いた作品「愛しのメディアーそれからの愛しのメディア」であると言いますが、これも真実ではありません。村松恭子氏の陳述書（乙１）でも、なおかつ村松恭子氏の上演台本（乙２）でも、そのことは明らかです。

なぜ、原告は本公演の使用作品にこだわるかと言いますと、もし本公演の使用作品が「愛しのメディア」であると判明したら、それは私が黒テント時代に書いた作品であり、新宿梁山泊時代の作品ではないからです。つまりは「ひと言断ってもらえば」と条件をつけた作品ではありません。その結果、「愛しのメディア」を上演するためには、演劇界の一般原則に従い、書面による上演許可願いが必要になります。しかし、そうした手続を一切してこなかった原告は、無断上演の言い逃れができなくなるため、本公演の使用作品にこだわっている

のです。証拠が要らない、あくまでも口頭の連絡ですませるために、本公演の使用作品も、私が原告在団時代に書いた作品にしなくてはならなかったのです。

こうして、無断上演、無断改変を認めないために、原告は事前の連絡だけではなく、公演の使用作品まで二重の嘘をつく羽目となりました。しかし、いずれにせよ、原告が私に事前に何の連絡もせず無断上演、無断改変したことは明白で、どんな言い訳も通用いたしません。無断上演、無断改変を認めないために、嘘を重ねることも辞さない原告に対して憤り以上のものをおぼえます。

3、1998年9月「人魚伝説」北京公演

(1)、事前の連絡の有無

原告は、事前に被告に連絡したと言いますが、事前に書面はもちろんのこと、口頭でも原告から何の連絡もありません。

新宿梁山泊は私が在籍していた92年にも、上海戯劇学院で公演をしています。海外公演はテントならびにテント設備、舞台装置、小道具、衣装等、日本から大量の荷物を送るため、ずいぶん前から準備をしておかないと間に合いません。また渡航費用や滞在費、運搬費等、お金がかかるので、助成金の申請も早くから行っているはずです。それらを鑑みると、原告は著作者である私に少なくとも、1997年に上演許可を求めているはずです。そうだとすると、それは私が退団した1995年から2年経過したときです。

しかし、原告は私が「もう退団して5年経つ」からと言って、金銭を要求したと主張しています。実際には2年しか経過していないのに年月を取り違えるにしてはあまりに大きな誤差がありすぎます。これは明らかに原告が捏造したか、またそれが事実であったとしても、事後報告であったことを証明するほかありません。

(2)、10万円の要求と支払

原告は、事前の連絡に際して私が10万の支払を要求したので、支払ったと主張していますが、事前に何の連絡もありません。したがって、こんなやり取りもやりたくともやりようがありません。

また、前述した通り、退団するとき、世話になった劇団から金をむしり取るような真似はしたくなかったので、上演料を原告に要求したことはありません。「千年の孤独」新宿紀伊国屋公演の時に金を要求したのは、あくまでもペナルティーであり、それ以前もそれ以後も、原告から上演料を一切受け取っておりません。

仮に原告から10万円の支払があったとしても、私は在団中に出演料や脚本

料として原告に何度も領収証を書いていますし、ましてや退団後であればなおのこと支払いの有無は明確にしておくはずですから、まず間違いなく領収証を書いているはずです。それがないのはおかしいと言わざるを得ません。

4、1999年7月「千年の孤独」紀伊国屋ホール公演

原告は、1999年2月下旬に公演を決定し、3月上旬に被告に連絡したと言いますが（仮処分事件の答弁書6頁(4)）、事前に書面でも口頭でも原告から何の連絡もありません。

第一に、このとき、私が上記公演のことを知ったのは、原告からの連絡によるものではなく、たまたま新宿梁山泊の新人が上記公演のことを喋っていたのを聞いたからです。つまり、1999年2月、私が「口はロボットの口」（青山円形劇場、こんにゃく座公演）という作品を上演していたとき、その楽屋に原告の新人団員が訪れ、彼は「千年の孤独」紀伊国屋公演の稽古が始まったことを嬉しそうに話していました。そのことを原告の制作担当の三浦伸子氏に問い合わせたところ、彼女はそれが事実であることを認めました。こうして、無断公演の事実を知ったのです。

第二に、2月下旬に公演を決定したということはありません。なぜなら、上記の「口はロボットの口」の上演（2月10日～21日）のとき、その楽屋を訪れた原告の新人は「千年の孤独」紀伊国屋公演稽古のことを話しており、原告は、2月の中旬には既に、紀伊国屋ホール公演のために「千年の孤独」の稽古に入っていたからです。

また、紀伊国屋ホールは人気の高い劇場であり、一年前から一年半前に予約を入れないと公演が不可能なことは演劇関係者の周知の事実です。つまり原告も少なくとも1998年の7月以前に予約を入れていたはずだからです（もし違うなら、原告から指摘して下さい）。もちろん公演作品を決めずに劇場に公演予約することもままあることですが、しかし、それは新作であったりして題名、内容、出演者等が決まっていない場合です。原告の場合、劇団であるので出演者はあらかじめ決定しており、なおかつ「千年の孤独」は何度も再演を繰り返した作品であるので、公演予約のときに公演作品を決定しておく上で支障はなにもありません。したがって、1998年の7月以前に予約を入れながら、公演作品を決定したのが翌年2月下旬というのは余りに不自然と言わざるを得ません。

原告が「千年の孤独」の公演の決定を1999年2月下旬とあくまでも主張するのは、覚書（甲22）を締結した1999年3月とつじつまを合わせるための小細工としか考えられません。

第三に、もし原告が本当に事前の連絡をしたというのなら、このときに覚書（甲 22）のような書面を交わすことはあり得ません。なぜなら、私の退団時に表明した約束は、使用料は無償であり、上演許可は口頭で足りるものでしたから、このときもその通りにした筈です。ところが、このときには30万円の支払を約束し、なおかつ「上演にあたっては原作者に無断での作品の変更、改訂はいたしません」という条項を盛り込んだ書面が作成されたからです。

このような覚書が作成された理由は次のような事情によるものです——本公演でも、原告は私に何ら事前の連絡もしようとせず無断公演を目論んだのです。ところが、それまでの海外公演と異なり、国内の新宿紀伊国屋ホールでの公演だったため、前述したとおり私に知れるところとなり、無断公演が発覚しました。過去の度重なる無断公演・無断改変に怒りを募らせていた私は、原告にお灸をすえるために、ペナルティとして30万円の支払（この金額は、90年、私が「人魚伝説」の脚本料＝初演上演料として受け取った15万円のちょうど倍額です[甲 25 の決算表参照]）を課し、なおかつ本公演では二度と無断改変をしないことを誓約させ、覚書を交わしました。それを通じて原告に私がこの作品の著作者であり、著作権者であることを再確認させるためです。ですから、これは通常の上演使用許可書ではありません。原告の過去の度重なる無断公演・無断改変の前歴を踏まえ、本演で原告の無断上演という著作権侵害が発生したことに対して、この紛争を解決した示談書という意味です。私は、通常の上演許可の場合には上演使用許書という表題の書面を作成しますが（乙 3 の実例参照）このとき上演使用許書という表題を使わず、覚書という表題にしたのはそれが著作権侵害という紛争を解決した書面だったからです。

第 5、原告の無断改変

1、1996年8月「愛しのメディア」韓国公演

原告は、本公演については、『千年の孤独』『愛しのメディア』『それからの夏』から抜粋したことが改変に該当することを認めた上で、事前に私に連絡をし、了解を得たと言っています。しかし、第 4、2、(1)で前述した通り、自分の作品をかくもずたずたにされるこの改変を私が認めるはずがありません。もし原告から本当に連絡が来たとしたら、私は即刻断っています。三作品から自由に言葉を抜粋して、勝手に再構成してもいいなどという無茶苦茶な要求を受け入れる著作者がどこにいらっしゃるのでしょうか。これほどのひどい無断改変を行ないながら、著作者に断ったなどという嘘を平気につく原告は、破廉恥としか言いようがありません。

2、1999年7月「千年の孤独」新宿紀伊国屋ホール公演

原告は、本公演で、女性役（婆）を男性役（爺）に代えたのではなく、単に女性役を男性が演じたにすぎないと言っていますが、それが偽りであることは、村松恭子氏の陳述書から明らかなです。

しかも、原告は、改変した「万歳婆」役について《この役は およそ作品のイメージを変えるような存在でもなく》『マンセー』という言葉をただ八回繰り返すのみで、目立つこともない》と端役であると言っていますが、とんでもありません。この点、私の陳述書(2)（甲 16）で以下のように反論しています。

《「マンセー」という言葉は、韓国語の「万歳」にあたり、韓国の歴史を知るものにとってその言葉の重さが十分認識されています。

また、この女性役の「万歳婆」は、シーンが変わっても、舞台上にずっと存在して、十分目立つ役柄です。しかも、何故彼女が、舞台上にずっと存在するのかという意味はとても大きく、それはヒロインの「あげは」の後年の姿が「万歳婆」であるからでして、そのことは、最後まで舞台を見た観客には一目瞭然です。》（3頁8行目以下）

万歳婆は重要な役であり、これを男性役（爺）に変更することは《戯曲構造に重大な支障をきたし、これを些細な改変と開き直るのは、同じ演劇人として信じ難いこと》（同頁16行目以下）です。

第6、私の声明の撤回と今後の上演拒否

以上の通り、無断改変をしないように改変禁止を確認した覚書（甲 22）を交わしたにもかかわらず、その直後に、原告は「千年の孤独」劇中の女性の役を男性役に変えるという作品に大きなダメージを与える重大な無断改変を行いました。しかも、その事実を隠ぺいするために、原告は私に招待状、公演案内、公演チラシ等、何一つ送ってきませんでした。そのことを原告の制作担当に問い合わせたところ、「忘れていました」という返事でした（この返事はこのときだけではありません）。

原告のあまりの身勝手さに私のこれまでの忍耐も限界に達し、これ以上の無断改変、無断上演を続けさせないために、「千年の孤独」公演直後の7月頃、原告制作担当の三浦伸子氏に「以後、鄭義信作品の上演は一切認めない」旨を伝え、退団時に約束した上演許可に関する宣言を撤回し、なおかつ将来に渡って、原告には二度と上演を許可しないことを宣言しました。

それ以後、一度、三浦伸子氏から「愛しのメディア」の上演許可を求める電話がありましたが、私が断固として拒否したところ、公演は行われませんで

した。

第7、原告準備書面(2)の新しい主張について

原告は、このたび、新たに、上演権の譲渡または上演に関する包括的許諾の合意があったという主張を言い出しました。これについて、気がついたことを述べます。

1、上演権の譲渡または上演に関する包括的許諾の合意について

(1)、上演権の譲渡または上演に関する包括的許諾の合意の事例について

私はこれまで演劇界で二十年以上仕事をしてきましたが、その中で、戯曲について、上演権の譲渡または上演に関する包括的許諾の合意のことを耳にしたことは一度もありません。もちろん、自分自身で経験したこともありません。

(2)、上演権の譲渡または上演に関する包括的許諾の合意の存在について（私と被告の認識）

そもそも、私自身、原告在団時も退団時も、著作権のうち支分権である上演権だけの譲渡というものがあることを知りませんでした。また、上演権の許諾について、上演の都度、作家の許可を取る（これが私たちの常識です）もなく、一回の許諾で、その後の上演すべてについて包括的に許諾したことになるという包括的許諾の合意というものがあることを知りませんでした。その意味ももちろん知りません。事情は、おそらく原告も同様だったと思います。だから、知らない者同士が知らないことについて、当時、契約しようがありませんでした。

(3)、退団時に明言したこと

私は、退団に際して、原告以外の劇団に作品の上演を許可しない旨を明言したことはありませんでした（そのことは原告も認めるでしょう）。もし、退団までに上演権の譲渡をしていれば、退団時に、そのことを再確認するために「原告以外の劇団に作品の上演を許可しない」ことが話題になるのが自然です。しかし、そうした話題には私からも、また原告の誰からも一切口にされませんでした。

私は退団した後、新宿梁山泊時代に書き下ろした作品の上演許可を他劇団にしています。

2、上演権の譲渡または上演に関する包括的許諾の合意の対価について

私の作品の上演権が譲渡されるとしてその適正な対価がどれくらいなものか、或いは上演に関する包括的許諾の合意において、その許諾の適正な対価がどれくらいなものか、私には経験がないので分かりません。ですが、上演権という

のは戯曲にとって、著作権の支分権の中で最も重要な権利です。この最も重要な権利を永遠に譲り渡す場合の対価が、原告によると、「人魚伝説」だと 15 万円、「それからの愛しのメディア」だと 25 万円ということになります。これは、このときの「それからの愛しのメディア」の出演者（私の名前のすぐ上の黒沼弘巳氏と朱源実氏）の本公演の出演料 30 万円や 35 万円より安い金額です。上演権の永久譲渡の対価が 1 回の公演の出演料より安いということはさすがに私も言葉がありません。

3、他の劇団に書き下ろした作品の上演の扱いについて

今まで、私がお他劇団に書き下ろし、何度か再演された作品がいくつかありますが、すべて上演のたびにロイヤリティーが支払われ、永久譲渡したなどという法外な契約をしたことも、それを許諾したことも一度もありません。

第 8、最後に

かつて私と原告との関係は、上演権の譲渡や上演の包括的許諾といったビジネスライクな法律関係で縛り付けられたものではなく、あくまでも原告と私との人間的な信頼関係によって成り立っておりました。また九年間在籍した劇団と劇団員に深い愛着もあり、そのため、「ひと言断ってもらえば」と退団する際、述べました。しかし、その人間的な信頼関係が、前述しました通り、原告の度重なる無断上演・無断改変という背信行為により崩壊してしまいました。

そのため、譲渡契約書といった明確な証拠が何もない本件において、信頼関係に基づく従前の運用の継続を著作権者である私の意に反して強要することはできないと思われます。

また、原告は無断上演、無断改変に関して、なんの反省もなく、それどころか当然の権利であると言わんばかりに恫喝まがいの言動も繰り返してきました。原告のこうした無法行為を野放しにしておくことは、私ひとりの問題にとどまらず、著作に関る者すべての問題だと思っています。著作者ならびに著作物を自分の都合でずたずたに切り裂くような無断改変が許されるわけがありません。

以上、深い怒りと悲しみと、私に続く著作者の権利と著作物を守るために、ここに陳述いたします。

2007 年 12 月 4 日

鄭 義 信 

東京地方裁判所民事第 40 部 殿